令和８年（フ）第２１９５号
北海道石狩市花川南３条３丁目43番地　丸長第５マンション５号
債務者　小泉　章嗣
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９号
北海道士別市東２条北８丁目３番地　北部団地Ｄ－203
債務者　土屋千恵子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（フ）第２２４号
釧路市鶴野東５丁目24番１号、前住所北海道千歳市富士３丁目13番１号　ジーエムエー103号
債務者　梅田　健太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
釧路市星が浦大通２丁目５番123号　ピュアライフＫａｉｙｏ　２－Ｃ、前住所北海道千歳市青葉３丁目12番８－502号　サジタリウス
債務者　仲田　若那
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３号
北海道標津郡中標津町東27条北１丁目１番地17
債務者　小野寺新一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３６号
北海道根室市光洋町４丁目４－30、住民票上の住所北海道根室市歯舞４丁目98番地３
債務者　成田　弘辰
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３５０号
岩手県奥州市江刺岩谷堂字新地野道下57番地
債務者　菅原　里子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２０４号
群馬県邑楽郡板倉町大字籾谷1460番地の１
債務者　柏崎　莉奈（旧姓　池田）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第５４０号
愛知県岡崎市福岡町字久後21番地１　グランドコーポ甲子園　101
債務者　浅井　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５５８号
愛知県高浜市湯山町五丁目２番地５　エクセレントリブＡ－201号
債務者　鈴木真太郎
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
奈良県大和郡山市額田部北町621番地１　グランドソレイユ203
債務者　陽本尚希こと　陳　　力也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１３号
奈良県生駒郡平群町椿台４丁目１番20号
債務者　中村　明広
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２５号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番13－413号
債務者　井上　政信
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８３号
高知県吾川郡いの町枝川5811番地２　町営住宅枝川団地105号、旧住所高知県吾川郡いの町八田558番地２
債務者　産田　　文
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８６号
高知市北本町１丁目４番10号
債務者　横井　秀明
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０２号
高知市神田337番地１　メゾン神田Ｂ棟101、旧住所高知市神田526番地49　杉本ハイム１階東号室
債務者　安岡眞由実
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２６号
岩手県滝沢市葉の木沢山368番地26、前住所石川県河北郡津幡町字庄リ57番地１　ボヌールＭⅡ　201号
債務者　渡邊　真恵
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部